

週休 2 日取得モデル工事 よくある質問と回答

Q. 祝日に休工した場合、休日にカウントしても良いですか？

A. 週休 2 日の定義としては、対象期間において 4 週 8 休以上の現場閉所を行ったと認められる状態を言います。
4 週 8 休以上とは、対象期間内の現場閉所日数の割合が 28.5% (8 日/28 日) 以上の水準に達する状態であり、土・日・祝日を問わず現場閉所日としてカウントして問題ありません。

Q. 午後のみ休工、又は午前のみ休工とした場合、0.5 日閉所として扱われますか？

また、月曜日午後及び火曜日午前等、連続した半日単位で現場閉所を計画した場合、合わせて 1 日閉所として扱われますか？

A. 原則、1 日単位で実施の可否を確認するものであり、0.5 日閉所は扱いません。
月曜午後から火曜午前の連続した現場閉所については、一般的に両日とも出勤日として扱うと考えるため閉所日として扱いません。

Q. 現場着手時に監督員と週休 2 日の日を確認しておくが、雨天等で例えば明日を急に休日としたい場合（施工予定日を休日に変更）、事前に共有している休日を施工日に変更してよいですか？

A. 降雨、降雪等による予定外の現場閉所についても、現場閉所日数に含めるものとしています。
現場閉所日の変更については、受発注者間で工程共有することで、その都度変更が可能となります。

Q. 前日に施工可能と判断し、朝 8 時に作業員等が現場に集合したが天気予報が外れ、現場での施工を断念し、現場代理人を始め、作業員等を解散した場合は、現場閉所として扱われますか？

A. 降雨、降雪等による予定外の現場閉所についても、現場閉所日数に含めるものとしています。

Q. 平日、悪天候で現場閉所し、主任技術者等が現場事務所ではなく、本社で書類を作成した場合は、現場閉所として扱われますか？

A. 現場閉所とは、工事施工箇所において材料搬入等を含めて、一切の現地作業を行わない状態を言います。
現場閉所日に本社で書類を作成した場合は、現行制度では現場閉所として扱うことは可能です。
ただし、現場着手日の前や現場完了日の後に行う会社等での書類作成・整理は、現地作業が伴わないため、現場閉所の週休 2 日の対象期間外となります。

Q. 天候不良が予想されて前日など事前にB現場を休工とした時、該当する作業員が、他のC現場にて従事した場合にも、B現場は閉所日として扱われると解釈してよいのでしょうか？

A. B現場とC現場が異なる工事現場の場合、B工事現場は現場閉所していることから、現場閉所日として扱います。B現場とC現場が同じ工事の場合、全施工箇所を同日で現場閉所を行うことを基本としていることから、現場閉所として扱いません。

Q. 年末、年始及びお盆休暇や5月の大型連休の前後に、集中して現場閉所を実施した場合は、現場閉所日数として扱われますか？仮に年末年始8日間と夏季休暇5日間とした場合、どちらも2日間は現場閉所として扱われますか？

A. 対象期間には、年末年始6日間と夏季休暇3日間、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間等は含まないことになっています。今回のように、この前後に現場閉所した場合は、対象期間に該当するため現場閉所日として扱います。

Q. 休工日が天候により4週間のうち1週間は0日、次の1週間は3日、次の1週間は2日、次の1週間は3日休んだ場合、4週8休が達成できたと考えて良いのでしょうか？また、これは月単位で整理することとなりますか？

A. 週により現場閉所日数が変動してもかまいません。対象期間中、毎月同じ現場閉所率である必要もありません。現場着手日（工事施工範囲内で何らかの作業に着手した日）から、現場完了日（工事範囲内ですべての作業が完了した日）までの対象期間で現場閉所日数を整理することとなります。ただし、工期の始まりや工事の終盤での偏った休日が生じないよう留意してください。

Q. 計画当初、土日閉所で4週8休を行っていたが工事終盤に降雨、降雪、強風により作業不可能日が続いた場合、工期の延長は認められるのですか。

A. 通常想定される気象条件による不稼働日は雨休率として工期に含まれるため、工期の延長は認められません。「暴風、豪雨、洪水、地震、地すべり、落盤、火災、暴動その他の自然的または人為的な事象であって受注者の責に帰すことができない」事象が発生した場合は、中止することで工期延長可能です。

Q. 現場完了日は、誰が何を持って判断するのですか？

A. 工事施工範囲内ですべての作業が完了した日を、受発注者間で確認することとしています。

Q. 施工機械の点検及びその修理のみを行った日は現場閉所となりますか？

A. 保守点検の一環として現場閉所として扱います。

Q. 4週8休の達成が困難と思われる場合は、4週6、7休の計画として良いですか？

A. 令和6年4月の実施要領改正により、工事費補正は4週8休相当以上のみとなります。
4週6、7休では補正対象となりませんので、ご注意ください。

Q. 地域貢献における、ボランティア活動の扱いはどうなりますか？

A. 地域貢献として、工事施工箇所以外で行うボランティア活動や清掃・催事参加等については、
現場閉所として扱います。

Q. 当日の現場作業が除雪のみの場合は対象期間に含めますか？

A. 前日等の降雪により、当日の現場作業が除雪のみの場合、受注者の責によらず現場作業が余儀なくされた期間として、対象期間から除くことができます。